

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年9月13日

東京都作業部会確認年月日 令和元年9月18日

新規契約に伴う再確認日 令和2年12月16日

新規契約に伴う再確認日 令和3年1月22日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

大会延期に伴う影響への対応について

借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

案件名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

大会延期に伴う影響への対応について

借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、自転車競技（ロード）の競技会場となる富士スピードウェイの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。 パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。 （令和 2 年 1 2 月 1 5 日 新規契約に伴う確認・追記） なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 （令和 3 年 1 月 2 1 日 新規契約に伴う確認・追記） 延期に伴う追加経費のうち、コロナ対策以外の経費については、大枠の合意に基づくこととされ、これに基づいたものとなっている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。 	

<p>経費の内容等 が必要性（必要 な内容、機能か など）、効率性 （適正な規模、 単価かなど）、 納得性（類似の ものと比較し て相応かなど） 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必 要 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士スピードウェイは、東京 2020 大会の自転車競技（ロード）の競技会場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。 （令和 2 年 1 2 月 1 5 日 新規契約に伴う確認・追記） ・ 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 （令和 3 年 1 月 2 1 日 新規契約に伴う確認・追記） ・ 今般の 2 0 2 0 大会の開催時延期の決定を踏まえ、大会開催のために組織委員会が借用した競技会場については、原則として、①施設所有者に対する返却を基本とし、②返却にあたり、仮設物の撤去及び再設置が困難な場合は、利用に必要な安全確保策を施した上で引き続き借用する方向で取り扱う旨説明を受けている。 ・ なお、本施設については、組織委員会より下記の通り説明を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 大会延期の決定を受け、施設所有者の要請により、営業に支障が生じないよう設置済みの仮設物を撤去する必要があるが。 ② 一方、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、（一般利用に支障の無い仮設物を）残置する場合の費用を比較した結果、全仮設物を撤去する場合の費用の方が安価となることが判明した。 ・ これらを踏まえ、設置済みの仮設物を撤去し、施設を返却しているところである。 ・ このたび、再度の先行工事を行うため、施設を借用する。 	
---	----------------------	--	--

	<p style="text-align: center;">効 率 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。 ・ 各施設の使用期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。 (令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記) ・ 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その対象を妥当とする考え方などについて、引き続き確認していく必要があると考える。 (令和3年1月21日 新規契約に伴う確認・追記) ・ 本施設の借用範囲・期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。 ・ 部分的使用期間（先行工事期間）に関する会場使用料については、施設所有者の既存料金表または、他事業者への貸付料実績、類似箇所の施設使用料等をもとに積算しており、必要最小限の使用面積に応じた単価となるよう、施設所有者と交渉を行っており、効率性が図られている。 	
--	--	---	--

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> 算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大会延期を起因とする損失について、財務資料などから根拠が明確なものについて積算し、精査を行っているが、その負担が相応のものとなっているか、引き続き確認していく必要があると考える。 <p>(令和3年1月21日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <p>本事業の部分的使用期間（先行工事期間）に関する会場使用料については、施設所有者の既存料金表または、他事業者への貸付料実績、類似箇所の施設使用料等をもとに積算している。算定内容は、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 東京2020大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。 今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V3予算内に収めること。 <p>(令和2年12月15日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 本経費については、経費の負担の内容について、公費負担の妥当性を検証・確認する必要があるため、確認がとれるまでは全額組織委員会負担とする。 <p>(令和3年1月21日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 <p>引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。</p> <p>都は大会経費の都の分担額の枠内であることを確認した上で負担することとする。</p>	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。